

公 告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年6月29日

佐賀西部広域水道企業団
企業長 秀島 龍介

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度 佐賀西部広域水道企業団パンフレット等作成・印刷業務

(2) 業務内容

- ア パンフレット、リーフレット（以下「パンフレット等」という。）に係る企画、取材、写真撮影（空撮等含む。）等
- イ パンフレット等のデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- ウ パンフレット等の完成データの作成
- エ パンフレット等の印刷、納品
- オ その他パンフレット等の作成に必要な事項
- カ 上記のほか、本業務に関連する提案（任意）

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年12月18日まで

(4) 提案限度額

3,000,000円（消費税相当額含む。）以内

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 佐賀西部広域水道企業団競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (5) 参加希望書の提出日において、佐賀西部広域水道企業団の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方公共団体又はそれに準じる団体のパンフレットの作成実績があること。
- (7) 佐賀県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 担当部局

佐賀西部広域水道企業団 経営企画課
〒 849-0201
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万 1869
電話 0952-68-3181
FAX 0952-68-3583
E-mail keieikikaku@sagaseibu-suidou.or.jp

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申込をすること。

- (1) 提出物及び部数
 - ア 参加表明書 1 部
 - イ 企業概要 1 部
 - ウ 実績調書 1 部
 - エ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1 部
- (2) 受付期間 令和 2 年 7 月 10 日から令和 2 年 7 月 17 日 17 時まで
- (3) 提出方法 担当部局に持参又は郵送すること。

5 企画提案書の提出

- (1) 提出物及び部数
 - ア 企画提案書（パンフレット、リーフレットデザイン案） 10 部
 - イ 業務実施体制 10 部
 - ウ 業務実施スケジュール 10 部
 - エ 過去に作成した他自治体のパンフレット等 10 部
 - オ 見積書 10 部
- (2) 提出期限 令和 2 年 8 月 7 日 17 時まで
- (3) 提出方法 担当部局に持参又は郵送すること。

6 実施要領等の入手方法

担当部署において配布又は佐賀西部広域水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

7 委託業者の選定方法

5により提出された企画提案書をもとに、総合的に審査し、最も高い総合評価を得た事業者を選定する。

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、佐賀西部広域水道企業団パンフレット等作成・印刷業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において行うものとする。

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくない企業長が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

9 その他

本プロポーザル実施についての詳細は実施要領、仕様書による。